

証書見本 (表)

マイカー共済 共済契約証書

当会の自動車総合補償共済事業規約・細則にもとづき
当会と共済契約を締結していることを証明します。

契約者 氏名 様 000005#
 51-01- 00 (001/001)
 全国労働者共済生活協同組合連合会
 (こくみん共済coop)
 理事長 廣田 政

県コード : 01
 組合コード :
 支部コード : 00
 組合名(支部名):
 職場コード :
 職員コード :
 生協組合員番号 :

お問い合わせは
 自治労共済推進本部北海道支部
 TEL 011-747-1536

継続
 変更 TEL (201126) 20204
 000005 B1
 5
 0000005-0000005 領票番号JD53 (JD53) 様式番号ZQ24 (ZR3A)

万一事故にあわれた場合は、マイカー共済事故受付センター
 (0120-0889-24) へご連絡をお願いします。

補償内容について詳しくは「ご契約のしおり」をご参照ください。

作成日

契約番号	
効力開始日 (注)	2020年 11月 21日 午前0時
契約者 生年月日	1994年 11月 6日
共済期間	2020年 6月 1日から2021年 5月31日
等級 事故有係数 適用期間	22 等級 事故有係数適用期間 0年 (64%割引)

(注)掛金支払方法が口座振替の場合、当会が指定する日までに掛金が口座振替
されましたら、記載の効力開始日より有効です。

車種	軽四輪乗用車	AEB装置	***
車名	スぺーシア	初度 登録年月	平成 29年 2月
型式	MK42S	最大 積載量	kg
軽用途		総排気量	0.65 L
ナンバー 表示文字		車体の 形状	
車両 登録番号		型式別 クラス	対人 2 人傷 2 対物 1 車両 3
車台番号			
型式	3年超		
発売年月			

氏名	
生年月日	年 月 日
年齢	25歳 (共済期間開始日時点)
契約者 との続柄	契約者本人

被共済自動車を下記の方が運転される場合、補償の対象となります。(○は補償されます ×は補償されません)

運転者の 年齢条件	運転者の 範囲		運転者本人・配偶者限定		子供特約		左記太枠の方 の業務に従事 中の使用人	主たる 被共済者の 友人、知人
	主たる 被共済者、 配偶者	主たる被共済者または 配偶者の同居の親族 子(子の配偶者含む)	子以外	未婚の子	未婚の子以外	なし		
20歳以下	×	×	×	×	×	×	×	×
21歳~25歳	×	×	×	×	×	×	×	×
26歳~34歳	○	×	×	×	×	×	×	×
35歳以上	○	×	×	×	×	×	×	×

■マイバイク特約の対象となる事故等については、運転者年齢条件特約、子供特約および運転者本人・配偶者限定特約は適用されません。

ご自身・同乗者の補償	人身傷害補償 (被共済者1名につき) ○	共済金額 5,000万円	車両損害補償	車両共済金額 ○	140万円 自己負担額 5万円										
	搭乗者傷害特約 (被共済者1名につき) ○	共済金額 1,000万円 一般補償型		補償タイプ	一般補償										
	自損事故傷害特約 (被共済者1名につき) ×	人身傷害補償にて補償		車両損害付随諸費用補償	一般補償範囲										
	無共済車傷害 (被共済者1名につき) ○	共済金額 無制限		お車の補償に関する特約	なし										
	対人賠償 (被害者1名につき) ○	共済金額 無制限		お車の補償の範囲(○は補償されます ×は補償されません)											
	対物賠償 (1事故につき) ○	共済金額 無制限 自己負担額 なし 対物超過修理費用も補償		<table border="1"> <tr> <td>他車との衝突</td> <td>火災・爆発</td> <td>盗難</td> <td>落書き、いたずら</td> <td>飛来中・落下中車以外の他物との衝突</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○*</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>		他車との衝突	火災・爆発	盗難	落書き、いたずら	飛来中・落下中車以外の他物との衝突	○	○*	○	○	○
他車との衝突	火災・爆発	盗難	落書き、いたずら	飛来中・落下中車以外の他物との衝突											
○	○*	○	○	○											
	他車運転危険補償 ○	自動付帯		* 自然災害は地震もしくは噴火またはこれらによる津波は補償しません。 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約を付帯している場合、特約から補償します。											
	マイバイク特約 ×	なし		*その他特約は、ご契約条件により自動的に付帯される特約となります。											

弁護士費用等補償特約 (賠償対応補償付)	共済金額 300万円	被害者救済費用等補償特約
(1事故につき被共済者1名あたり)		年齢条件特約の不適用に関する特約
車両損害の無過失事故に関する特約		新規運転免許取得者に対する「賠償損害」特約

その他特約	共済契約の自動継続に関する特約
	共済掛金口座振替特約
	協力団体扱いに対する共済掛金に関する特約
	団体扱いによる共済掛金の割引に関する特約

安心携帯カード

合計共済掛金	3,59
口座振替日	共済期間開始日の前月から終了日の前月の毎月20日 金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

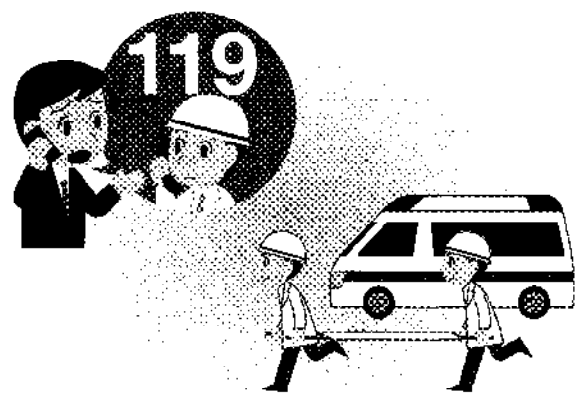
マイカー共済ロードサービス のご利用は、事前に フリーダイヤル 0120-889-376 にご連絡いただき、当会が出 動を認めた場合に限りご利用 いただけます。	安心携帯カード こくみん共済 マイカー共済 契約者氏名 様 契約番号 生協組合員番号 主たる被共済者氏名 共済責任期間 2020+11月21日~2021年 5月31日 車名 車両登録番号	主な補償内容 〆事故の際のご連絡は裏面をご覧ください 運転者年齢条件 26歳以上補償 子供特約 なし 運転者限定特約 運転者本人・配偶者限定特約あり 人傷 5000万円 搭傷 1000万円 自損 人傷にて 無共済 無制限 対人 無制限 対物 無制限 車両 一般補償
--	--	---



ハイブリッド車割引

証書見本 (裏)

1 救急車などの手配(119番)



事故が発生したら...

- まずあわてず冷静になりましょう。
- 現場にいる人たちに協力依頼を。
- 救急車の手配をし、病院などで応急手当てを。
- 人身事故の場合、共済金の請求には医師の診断書が必要です。たとえ軽傷でも必ず医師の診察を受けましょう。

2 他の自動車や歩行者の安全確保

道路における危険防止策を確実に。

- (1) 二重の事故にならないように事故車両の片付けなどを。
- (2) 負傷者を動かさないときは、後続車などに対する注意を。

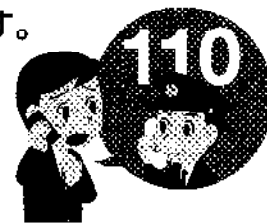
道路交通法第72条には、「交通事故があったときは、運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止するなど必要な措置を講じなければならない」と規定されています。

3 警察への届け出(110番)

警察には必ず事故の届け出をしなければなりません。

警察に連絡をします。

もし運転者が負傷して連絡できないときは他の人に連絡を依頼します。



連絡事項は正確に。

- (1) 事故発生の日時
- (2) 事故発生の場所(目印になる建物など)
- (3) 壊れたものや程度、負傷者の数やけがの程度(意識、出血の有無・壊したものとその程度)
- (4) 事故の状況(車と車、人と車、車単独など)
- (5) 事故に対して講じた措置

けがのある場合には人身事故扱いの事故証明書が必要です。特に、人身傷害補償・自損事故傷害・無共済車傷害・搭乗者傷害に該当する事由については人身事故扱いの事故証明書がないと共済金をお支払いできない場合があります。

4 マイカー共済事故受付センターへのご連絡

フリーダイヤル **0120-0889-24**

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
 ※上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、
 24時間 03-6628-4600(有料)におかけください。
 365日 ※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

電話をおかけになる際は、
 お手元に共済契約証書をご用意ください。

事故状況や目撃者の確認とメモ

いつ・どこで	どのように
■事故発生の場所(住所)	■事故発生の状況 (飛び出し、出会い頭など)
■事故発生の日時 など	
たれが	どうだった
■契約者の住所・氏名・ 事故車のナンバー・ 運転者・契約番号 など	■損害やけがの程度 ■病院名 ■事故車の入庫先 ■届出警察署と担当官名 など
■事故相手の住所・氏名・ 連絡先・車のナンバー など	■他には ■目撃者の住所・氏名・連絡先

マイカー共済 ロードサービス

24時間×365日、お車のトラブル解決に。
 故障時の頼もしい味方です。

マイカー共済すべてのご契約がサービスの対象となります。
 ※共済契約証書に記載の「被共済自動車」が対象となり、マイバイク
 特約や他車運転危険補償の対象となる他の自動車は除きます。

サービス内容

- 自走不能な場合のレッカーけん引
または積載車による搬送
- 現地に於て実施可能な30分以内の
路上クイックサービス
バッテリーあがりのジャンピング作業、
カギの開錠作業、スペアタイヤ交換作業など
- 燃料切れ時ガソリンまたは軽油
お届けサービス
10Lまで無料、1共済期間1回限度
- 脱輪・落輪等引き上げサービス

ご利用の方法

もしものときはこちらにご連絡ください。

マイカー共済ロードサービス 受付時間 24時間・365日

フリーダイヤル **0120-889-376**

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
 ※上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、
 03-6628-4590(有料)におかけください。

※ご利用は左記フリーダイヤルに
 事前にご連絡いただき、当会が
 出勤を認めた場合に限りです。
 ※ご自身で手配された業者の費用
 精算はいたしません。
 ※サービスのご利用には、一部制限
 があります。
 また、作業内容によっては有料と
 なる場合があります。

マイカー共済ロードサービスの
 内容は当会までお問い合わせせ
 ください。

共済契約証書の発行と事故の取り扱いについて

- (1) 当会が指定する期日までに初回共済掛金が払い込まれない場合には、契約が不成立となり本証書も無効となります。
- (2) 自動継続に関する特約が適用される契約において、本証書に記載された契約内容で契約を継続されない場合には、本証書は無効となります。
- (3) 当会が指定する期日までに初回共済掛金が払い込まれない場合、効力開始日以後に生じた事故による損害や傷害に対しては共済金をお支払いできません。
- (4) 払込方法が「月払い」の契約において、口座振替による2回目以降の共済掛金が払込猶予期間(当会が指定する払込期限の翌日から3カ月間)に払い込まれない場合には、払込期限後に生じた損害や傷害に対しては共済金をお支払いできません。
- (5) 本証書の記載事項が事実と相違している場合は、共済契約は無効、解除または共済金をお支払いできない場合があります。
- (6) 本証書の契約内容にもとづく補償・マイカー共済ロードサービスの詳細については、別途「ご契約のしおり」に記載されていますので、必ずご確認ください。

通知義務にあたってのお知らせ

下記の契約内容に変更が生じた場合は、遅滞なく本証書表面に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご通知いただけない場合またはお手続き(変更手続き書類のご提出や追加共済掛金のお支払いなど)いただけない場合、契約が解除されたり、事故の際に共済金のお支払いができない場合があります。

1. 本証書表面に☆印が付された項目(通知事項)
2. 新規加入・継続加入、変更申込書にご記入いただいた告知欄のうちの以下の場合
 - (1) 被共済自動車の用途、車種または登録番号を変更した場合
 - (2) 道路運送車両の保安基準に定める規格以外に改造した場合
 - (3) 被共済自動車の譲渡(ローンやリース等による被共済自動車の返還を含む)、廃車した場合
 - (4) 被共済自動車が業務専用使用となる場合
 - (5) 被共済自動車に危険物を積載する、または危険物を積載した自動車をけん引する場合

マイカー共済にご契約いただける自動車について

マイカー共済は家庭用に使用する自動車にご契約いただけます。「家庭用に使用する」とは、通勤、通学、買い物やレジャーなどに使用する自動車をいいます。
 なお、農業や商工業、その他事業のために使用している自動車であっても、その自動車に「家庭用に使用する」部分があれば、マイカー共済にご契約いただけます。

事故にあわれた際の事故対応の流れ

- 1 救急車などの手配(119番)
- 2 他の自動車や歩行者の安全確保
- 3 警察への届け出(110番)
- 4 事故状況や目撃者の確認とメモ
- 5 マイカー共済事故受付センターへのご連絡
 フリーダイヤル 0120-0889-24

事故の際のご連絡は 24時間・365日

マイカー共済事故受付センター
 フリーダイヤル **0120-0889-24**
 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
 ※上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、
 03-6628-4600(有料)におかけください。